

総

括

# I 総括

## 1 沿革

- 昭和16年 6月 茂原町高師 395-2 番地の県有地面積 1,577.05 m<sup>2</sup>、庁舎建築面積 400.1 m<sup>2</sup> 管轄区域は、5町21村で発足する。
- 22年 保健所法改正により保健所の整備、業務の拡大、職員の増員により総務課、業務課の2課で構成され、特に結核予防、受胎調節、新生活運動を重点に活動を展開する。
- 28年 6月 茂原市に集団下痢（茂原下痢症）が発生。患者7,191名、本邦疫学史上特異な事件として国を挙げての防疫活動となる。7月終息宣言
- 29年 4月 衛生課、予防課が新設される。
- 37年 本納町に集団赤痢発生。患者206名
- 40年 4月 保健指導課が新設され、保健衛生事業の推進を図る。
- 42年 4月 茂原市高師に犬抑留所改築される。
- 44年 2月 新庁舎（鉄筋2階建延面積831 m<sup>2</sup>）完成。
- 44年 4月 茂原地区食品衛生監視機動班設置される。
- 49年 4月 検査課が新設され、検査体制が整備される。
- 53年 1月 茂原市住民からコレラ患者が発生。54年2月終息宣言。
- 56年 4月 衛生課のと畜検査業務が南総食肉衛生検査所に移管される。
- 61年 3月 犬抑留所閉鎖される。
- 平成 元年 4月 環境保全課が設置される。
- 3年 9月 茂原市茂原 1102-1 長生合同庁舎へ移転。
- 3年 9月 長生村・茂原市赤痢発生。患者9名。防疫活動に入る。  
10月16日終息宣言。
- 4年 4月 組織改正により、食品広域監視班が設置される。
- 5年 4月 組織改正により、環境保全課が環境保全班となる。
- 9年 4月 組織改正により、総務課・環境保全対策室・企画調整班・地域指導班 疾病対策班・食品衛生班・食品広域監視班・環境衛生班・検査班の1課1室7班体制となる。
- 12年 4月 組織改正により、総務課・企画調整班・地域指導課・疾病対策課・検査課 生活衛生課・食品広域監視班・環境保全対策室の5課1室2班体制となる。
- 13年 4月 組織改正により、環境保全業務が長生支庁県民環境課へ移管され、総務課 企画調整班・地域指導課・疾病対策課・検査課・生活衛生課・食品広域監視班の5課2班体制となる。
- 16年 4月 組織改正により、長生支庁社会福祉課と統合し、長生健康福祉センター（長生保健所）となり、総務企画課・地域保健福祉課・生活保護課・健康生活支援課・広域検査課・食品広域監視班の5課1班体制となる。
- 20年 4月 組織改正により、広域検査課が検査課に、食品広域監視班が食品機動監視班となる。
- 24年 4月 組織改正により、食品機動監視班が食品機動監視課となり現在に至る。

表1 歴代所長

	氏 名	在 任 年 月 日
初代	牛 山 猪三男	昭和16. 8. 1 ~ 昭和17. 7. 31
2代	北 原 圭 三	昭和17. 8. 1 ~ 昭和18. 8. 31
3代	沖 山 鏢三郎	昭和18. 9. 1 ~ 昭和29. 3. 31
4代	大 塚 信 義	昭和29. 4. 1 ~ 昭和35. 3. 31
5代	稲 田 正 實	昭和35. 4. 1 ~ 昭和37. 3. 31
6代	宍 倉 俊	昭和37. 4. 1 ~ 昭和39. 3. 31
7代	丸 山 正 雄	昭和39. 4. 1 ~ 昭和43. 3. 31
8代	多 留 通 矩	昭和43. 4. 1 ~ 昭和44. 3. 31
9代	斉 藤 英 夫	昭和44. 4. 1 ~ 昭和48. 3. 31
10代	今 野 邦 雄	昭和48. 4. 1 ~ 昭和52. 3. 31
11代	鈴 木 貞 三	昭和52. 4. 1 ~ 昭和55. 3. 31
12代	斉 藤 実	昭和55. 4. 1 ~ 昭和56. 6. 15
13代	日下部 茂 樹	昭和56. 6. 16 ~ 昭和59. 3. 31
14代	浅 野 誠 (心得)	昭和59. 4. 1 ~ 昭和60. 3. 31
15代	鷺 谷 健 次 (兼)	昭和60. 4. 1 ~ 昭和60. 4. 10
16代	山 田 裕 巳	昭和60. 4. 11 ~ 昭和62. 3. 31
17代	小 倉 敬 一	昭和62. 4. 1 ~ 平成 2. 3. 31
18代	安 井 成 美	平成 2. 4. 1 ~ 平成 3. 3. 31
19代	西 村 明	平成 3. 4. 1 ~ 平成 6. 3. 31
20代	堀 部 治 男	平成 6. 4. 1 ~ 平成 8. 3. 31
21代	内 田 佐太臣	平成 8. 4. 1 ~ 平成10. 3. 31
22代	碧 井 猛	平成10. 4. 1 ~ 平成15. 3. 31
23代	藤 木 哲 郎	平成15. 4. 1 ~ 平成18. 3. 31
24代	大 野 由記子	平成18. 4. 1 ~ 平成21. 3. 31
25代	松 本 良 二	平成21. 4. 1 ~ 平成22. 3. 31
26代	一 戸 貞 人	平成22. 4. 1 ~ 平成25. 3. 31
27代	久 保 秀 一	平成25. 4. 1 ~ 平成26. 3. 31
28代	井 上 孝 夫	平成26. 4. 1 ~ 平成28. 3. 31
現	大 野 由記子	平成28. 4. 1

## 2 概 要

当管内は茂原市のほか5町1村の行政区域からなり、その総面積は326.89k㎡、うち郡部の面積は226.97k㎡で地勢は、東は九十九里浜をもって太平洋に接し、西は上総丘陵の尾根を境に市原市に接し、南は一宮町、睦沢町を境に夷隅郡に接し、北は白子町、茂原市本納地区を境に大網白里市に接している。

管内は、外房の地形をよく反映している。黒潮洗う美しい九十九里浜の海岸地域には、テニスコートやスポーツ施設、宿泊施設等が整備され、海洋リゾート地域を形成し、海水浴、サーフィン、テニス等を楽しむ来遊客が多い。上総丘陵地域は、安らぎの自然休養施設等が整備され、水と緑に恵まれた豊かな自然環境とふれ合うことができる。

また、中央部には、組立型産業を中心とした外房の中核都市があり、歴史的な神社仏閣と観光スポットが点在している。気候風土は、温暖で農・畜産物、海産物等の自然の幸に恵まれている。

## 3 管内の状況

(1) 管内の人口及び世帯等の概況

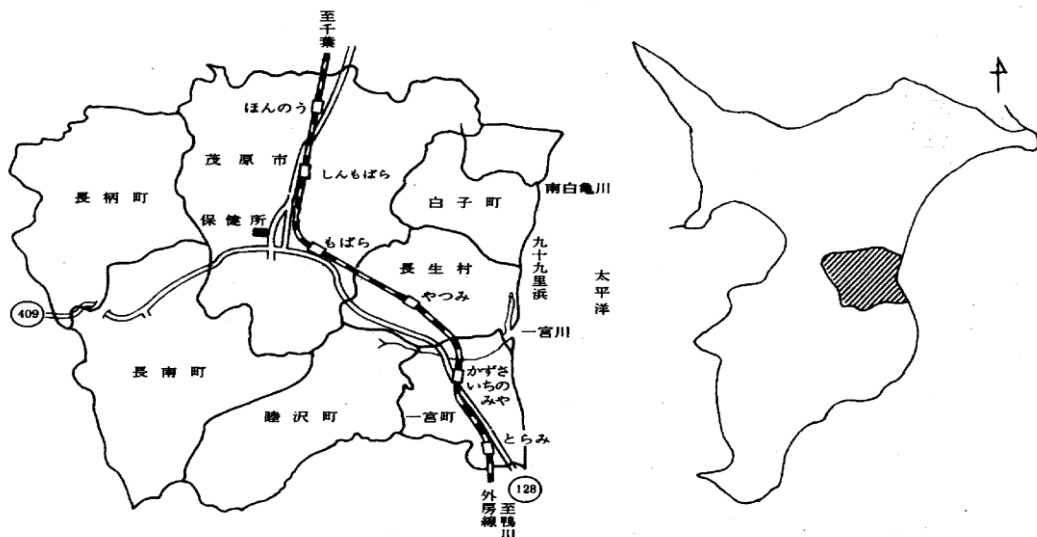
表3- (1) 管内人口及び世帯等の概況

区 分	世 帯 数 (世 帯)	人 口 (人)	人 口 密 度 (人/k㎡)	面 積 (k㎡)
管 内	57,922	149,804	458.3	326.89
茂原市	36,023	89,730	898.0	99.92
一宮町	4,485	11,770	512.4	22.97
睦沢町	2,439	7,228	203.1	35.59
長生村	5,418	14,372	508.0	28.29
白子町	4,182	11,160	405.8	27.50
長柄町	2,586	7,338	155.8	47.11
長南町	2,789	8,206	125.3	65.51
県 総 数	2,607,079	6,224,027	1,206.8	5,157.65

出典：(人口)平成27年10月1日現在 千葉県毎月常住人口調査

(面積)国土地理院 平成27年10月1日現在、全国都道府県市区町村別面積調

図3- (1) 管内地図



## (2) 管内人口の年齢構成

管内人口の年齢構成は、表3-(2)-アのとおりで平成27年の年齢3区分によると、0歳～での年少人口は、10.8%、15歳～64歳までの生産年齢構成人口は58.6%、65歳以上の高齢人口は30.5%で、県平均(12.7%・62.5%・24.7%)に比し年少人口、生産年齢人口が低く、高齢人口の割合が高くなっている。

管内の平成27年4月1日現在の年齢5歳階級別人口構成は図3-(2)のとおりである。

表3-(2)ア 年齢構成の推移

	年	総人口	年少人口 0歳～14歳		生産年齢人口 15歳～64歳		高齢人口 65歳～		不詳	
				%		%		%		%
管内	12	159,892	23,052	14.4	105,907	66.2	30,933	19.3	0	0.0
	17	158,535	20,101	12.7	102,554	64.7	35,799	22.6	81	0.1
	22	156,400	18,075	11.6	96,787	61.9	40,994	26.2	544	0.3
	25	156,323	17,375	11.1	95,243	60.9	43,798	28.0	0	0.0
	26	155,262	17,044	11.0	92,585	59.6	45,633	29.4	0	0.0
	27	154,275	16,690	10.8	90,457	58.6	47,128	30.5	0	0.0
	茂原市	12	93,766	14,065	15.0	64,114	68.4	15,587	16.6	0
17		93,260	12,394	13.3	62,024	66.5	18,828	20.2	14	0.0
22		93,015	11,174	12.0	58,833	63.3	22,490	24.2	518	0.6
25		92,569	10,733	11.6	57,481	62.1	24,355	26.3	0	0.0
26		92,237	10,551	11.4	56,240	61.0	25,446	27.6	0	0.0
27		91,646	10,294	11.2	54,936	59.9	26,416	28.8	0	0.0
一宮町		12	11,648	1,581	13.6	7,301	62.7	2,766	23.7	0
	17	11,656	1,472	12.6	7,195	61.7	2,989	25.6	0	0.0
	22	12,034	1,516	12.6	7,188	59.7	3,305	27.5	25	0.2
	25	12,453	1,582	12.7	7,334	58.9	3,537	28.4	0	0.0
	26	12,492	1,594	12.8	7,229	57.9	3,669	29.4	0	0.0
	27	12,439	1,580	12.7	7,073	56.9	3,786	30.4	0	0.0
	睦沢町	12	8,239	1,086	13.2	5,245	63.7	1,908	23.2	0
17		7,838	871	11.1	4,886	62.3	2,080	26.5	1	0.0
22		7,340	695	9.5	4,310	58.7	2,335	31.8	0	0.0
25		7,441	692	9.3	4,323	58.1	2,426	32.6	0	0.0
26		7,392	690	9.3	4,180	56.5	2,522	34.1	0	0.0
27		7,382	710	9.6	4,073	55.2	2,599	35.2	0	0.0

(単位：人)

	年	総人口	年少人口 0歳～14歳		生産年齢人口 15歳～64歳		高齢人口 65歳～		不詳	
				%		%		%		%
長 生 村	12	13,891	2,070	14.9	9,092	65.5	2,729	19.6	0	0.0
	17	14,543	2,004	13.8	9,224	63.4	3,249	22.3	66	0.5
	22	14,752	1,873	12.7	9,025	61.2	3,854	26.1	0	0.0
	25	14,934	1,766	11.8	9,040	60.5	4,128	27.6	0	0.0
	26	14,841	1,697	11.4	8,859	59.7	4,285	28.9	0	0.0
	27	14,753	1,656	11.2	8,628	58.5	4,469	30.3	0	0.0
白 子 町	12	13,099	1,732	13.2	8,444	64.5	2,923	22.3	0	0.0
	17	12,850	1,380	10.7	8,093	63.0	3,377	26.3	0	0.0
	22	12,151	1,205	9.9	7,315	60.2	3,630	29.9	1	0.0
	25	12,294	1,144	9.3	7,154	58.2	3,996	32.5	0	0.0
	26	12,073	1,105	9.2	6,869	56.9	4,099	34.0	0	0.0
	27	11,977	1,107	9.2	6,651	55.5	4,219	35.2	0	0.0
長 柄 町	12	8,625	1,198	13.9	5,296	61.4	2,131	24.7	0	0.0
	17	8,564	989	11.5	5,274	61.6	2,301	26.9	0	0.0
	22	8,035	819	10.2	4,793	59.7	2,423	30.2	0	0.0
	25	7,735	732	9.5	4,677	60.5	2,326	30.1	0	0.0
	26	7,586	701	9.2	4,474	59.0	2,411	31.8	0	0.0
	27	7,427	657	8.8	4,255	57.3	2,515	33.9	0	0.0
長 南 町	12	10,624	1,320	12.4	6,415	60.4	2,889	27.2	0	0.0
	17	9,824	991	10.1	5,858	59.6	2,975	30.3	0	0.0
	22	9,073	793	8.7	5,323	58.7	2,957	32.6	0	0.0
	25	8,990	726	8.1	5,234	58.2	3,030	33.7	0	0.0
	26	8,794	695	7.9	5,039	57.3	3,060	34.8	0	0.0
	27	8,651	686	7.9	4,841	56.0	3,124	36.1	0	0.0

(注) 資料は、平成12年、17年、22年は国勢調査、平成23年以降は千葉県年齢別・町丁字別人口調査(登録人口)による。(平成27年4月1日現在)

図 3 - (2) 長生健康福祉センター管内年齢階層別人口構成図

(平成27年4月1日現在)

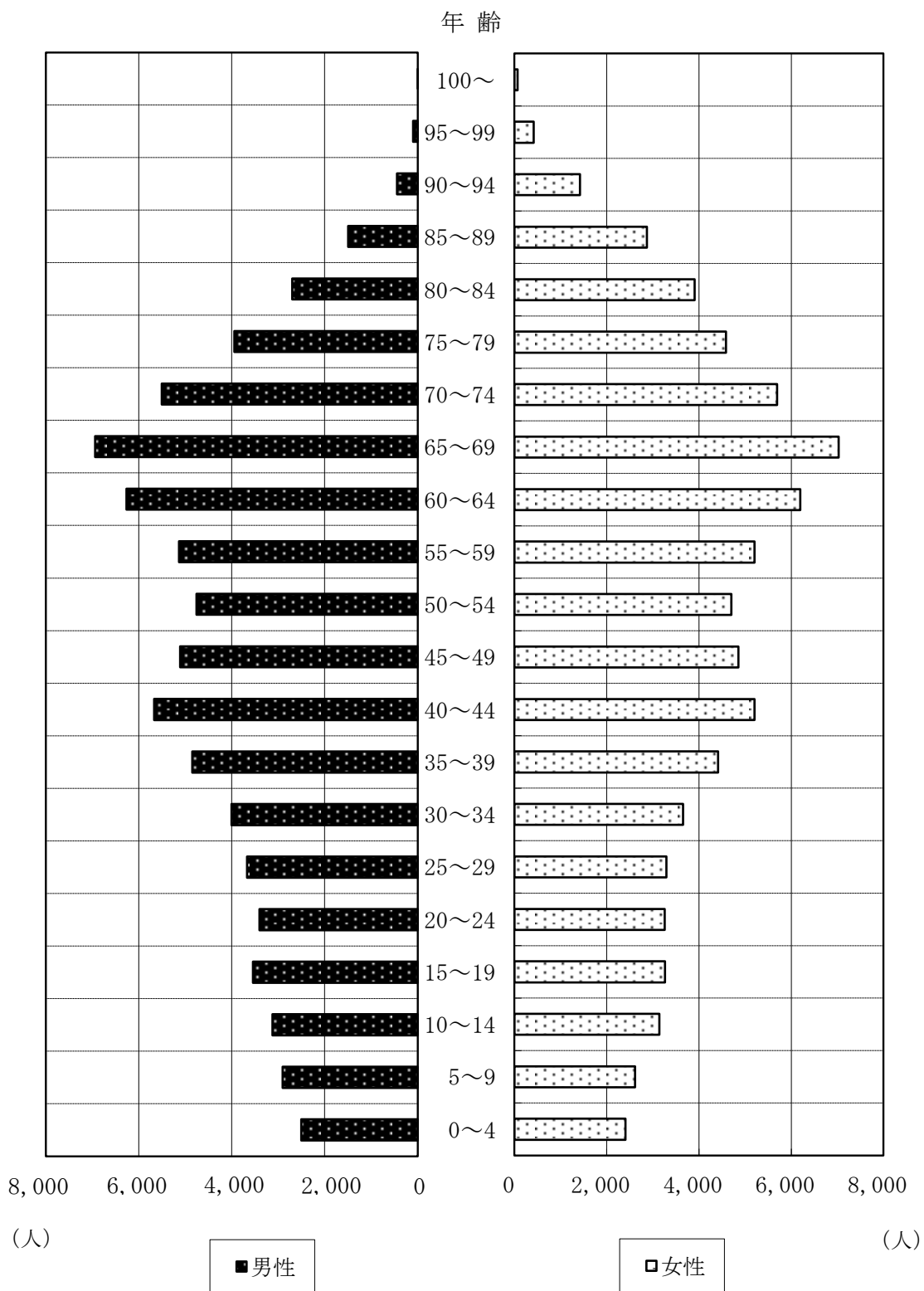


表3- (2) -イ 管内及び市町・性・年齢階級別人口 (単位：人)

年齢区分	総数	年少人口			生産年齢人口						
		0～	5～	10～	15～	20～	25～	30～	35～	40～	45～
管内 総数	154,275	4,907	5,519	6,264	6,809	6,659	6,967	7,660	9,264	10,871	9,962
男	76,068	2,501	2,904	3,122	3,544	3,404	3,672	4,005	4,848	5,667	5,108
女	78,207	2,406	2,615	3,142	3,265	3,255	3,295	3,655	4,416	5,204	4,854
茂原市 総数	91,646	3,075	3,348	3,871	4,185	4,154	4,423	4,737	5,669	6,793	6,220
男	45,167	1,565	1,723	1,938	2,190	2,134	2,292	2,495	2,946	3,519	3,202
女	46,479	1,510	1,625	1,933	1,995	2,020	2,131	2,242	2,723	3,274	3,018
一宮町 総数	12,439	481	542	557	541	478	510	637	860	947	773
男	6,110	253	292	274	296	257	278	316	446	493	408
女	6,329	228	250	283	245	221	232	321	414	454	365
睦沢町 総数	7,382	229	234	247	310	280	297	325	429	411	398
男	3,564	109	132	110	144	134	159	169	225	212	191
女	3,818	120	102	137	166	146	138	156	204	199	207
長生村 総数	14,753	428	583	645	709	635	597	697	917	1,066	979
男	7,285	218	314	321	361	331	339	343	485	549	501
女	7,468	210	269	324	348	304	258	354	432	517	478
白子町 総数	11,977	339	371	397	442	458	486	544	636	734	729
男	5,962	171	203	214	228	232	253	277	346	391	372
女	6,015	168	168	183	214	226	233	267	290	343	357
長柄町 総数	7,427	173	220	264	311	307	289	300	382	462	401
男	3,733	98	114	131	163	152	163	166	207	262	197
女	3,694	75	106	133	148	155	126	134	175	200	204
長南町 総数	8,651	182	221	283	311	347	365	420	371	458	462
男	4,247	87	126	134	162	164	188	239	193	241	237
女	4,404	95	95	149	149	183	177	181	178	217	225
千葉県 総数	6,254,359	249,351	266,072	280,270	289,585	314,373	342,478	384,226	442,286	524,946	455,235
男	3,124,007	128,231	136,672	143,679	148,581	163,727	178,568	199,671	229,307	272,577	237,047
女	3,130,352	121,120	129,400	136,591	141,004	150,646	163,910	184,555	212,979	252,369	218,188

出典：千葉県年齢別・町丁別人口（平成27年4月1日現在）



年齢区分	生産年齢人口			老年人口							
	50～	55～	60～	65～	70～	75～	80～	85～	90～	95～	100～
管内 総数	9,463	10,339	12,463	13,970	11,202	8,528	6,605	4,367	1,866	517	73
男	4,758	5,137	6,267	6,940	5,506	3,941	2,699	1,496	443	98	8
女	4,705	5,202	6,196	7,030	5,696	4,587	3,906	2,871	1,423	419	65
茂原市 総数	5,725	5,987	7,043	8,052	6,574	4,843	3,541	2,182	937	248	39
男	2,856	2,952	3,519	3,920	3,212	2,243	1,484	722	214	38	3
女	2,869	3,035	3,524	4,132	3,362	2,600	2,057	1,460	723	210	36
一宮町 総数	679	773	875	1,075	871	662	579	383	159	50	7
男	339	375	428	535	420	299	213	132	40	15	1
女	340	398	447	540	451	363	366	251	119	35	6
睦沢町 総数	421	516	686	733	603	426	380	290	131	34	2
男	215	266	331	365	303	198	163	106	27	5	0
女	206	250	355	368	300	228	217	184	104	29	2
長生村 総数	939	900	1,189	1,330	1,042	814	628	427	165	58	5
男	473	454	599	673	504	371	246	152	39	12	0
女	466	446	590	657	538	443	382	275	126	46	5
白子町 総数	694	856	1,072	1,199	1,008	754	596	428	175	56	3
男	361	436	552	618	484	364	252	153	40	14	1
女	333	420	520	581	524	390	344	275	135	42	2
長柄町 総数	480	607	716	776	505	451	362	253	132	29	7
男	251	299	381	413	261	213	134	90	30	6	2
女	229	308	335	363	244	238	228	163	102	23	5
長南町 総数	525	700	882	805	599	578	519	404	167	42	10
男	263	355	457	416	322	253	207	141	53	8	1
女	262	345	425	389	277	325	312	263	114	34	9
千葉県 総数	385,142	356,418	416,811	471,881	401,749	294,569	201,630	115,088	47,236	12,849	2,164
男	198,782	180,792	206,481	229,378	192,370	138,215	85,454	40,237	11,601	2,317	320
女	186,360	175,626	210,330	242,503	209,379	156,354	116,176	74,851	35,635	10,532	1,844

#### 4 長生健康福祉センター健康相談

表4 健康相談及び検査の日

(平成27年4月1日現在)

区 分	曜 日	受付時間	備 考
不 妊 相 談	奇数月 第3木曜日	14:30～16:30	予約制
こころの健康相談	偶数月 第2月曜日 (10月分は第1月曜日 8月分は第3月曜日に 実施) 毎月第4金曜日	14:00～16:00	予約制
	奇数月 第3火曜日 (老人精神保健相談)	14:00～15:00	
精神障害者社会復帰事業	第2・4木曜日	10:00～14:00	登録制
エイズ相談 HIV等抗体検査	①毎月 第1・3火曜日 ②偶数月 第3火曜日	①13:00～14:00 ②17:30～19:00	相談: 随時受付 検査: 予約制
性感染症検査	①毎月 第1・3火曜日 ②偶数月 第3火曜日	①13:00～14:00 ②17:30～19:00	予約制
肝炎ウイルス検査	①毎月 第1・3火曜日 ②偶数月 第3火曜日	①13:00～14:00 ②17:30～19:00	予約制
骨髄バンクドナー 登録受付	第1火曜日	10:00	予約制
腸内細菌検査	第1・2・3・4火曜日	9:00～11:00	有料
D V 相 談	来所相談: 火曜日 電話相談: 月曜日から金曜日	9:00～17:00	来所相談: 予約制
家庭児童相談	月曜日から金曜日	9:00～17:00	
母子自立支援	月曜日から金曜日	9:00～17:00	
障害のある人への 差別に関する相談	月曜日から金曜日	9:00～17:00	

## 5 各種委員会

### (1) 長生健康福祉センター運営協議会

地域保健法第 11 条及び千葉県行政組織条例第 28 条第 1 項に基づき、設置している。

地域保健法第 11 条：

第 5 条第 1 項に規定する地方公共団体は、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるため、当該地方公共団体の条例で定めるところにより、保健所に運営協議会を置くことができる。

千葉県行政組織条例第 28 条第 1 項：

県に別表第二上欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務は、同表下欄に掲げるとおりとする。

#### 別表第二

附属機関名	担任する事務
健康福祉センター運営協議会	健康福祉センターの所管区域内の地域保健及び地域福祉並びに健康福祉センターの運営に関する事項を審議すること

表 5- (1) 運営協議会委員名簿

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

現 職 名	氏 名
茂原市長	田 中 豊 彦
一宮町長	玉 川 孫 一 郎
睦沢町長	市 原 武
長生村長	小 高 陽 一
白子町長	林 和 雄
長柄町長	清 田 勝 利
長南町長	平 野 貞 夫
茂原市長生郡医師会長	大 川 昌 権
茂原市長生郡歯科医師会長	麻 生 稔 典
外房薬剤師会長 (長生地区会長)	永 島 潤 一
千葉県看護協会会長夷隅地区部会長	倉 津 与 之 美
千葉県獣医師会長生地区支部長	久 恒 竜 二
県議会議員	酒 井 茂 英
県議会議員	横 堀 喜 一 郎
県議会議員	鶴 岡 宏 祥
茂原市社会福祉協議会長	大 原 亘
茂原市連合婦人会長	片 岡 光 代
一宮婦人会長	渡 邊 年 子
長生保健所管内食品衛生協会会長	中 村 勇
茂原商工会議所 女性会会長	澤 田 め ぐ み
長生保健所管内栄養士会長	中 田 と み 子
長生保健所管内食生活改善協議会長	程 塚 厚 子

(順不同・敬称略)

(2) 長生保健所感染症診査協議会

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 24 条に基づき、設置している。

法律第 24 条：

各保健所に感染症の診査に関する協議会を置く。

(診査する内容)

法律第 18 条第 1 項による通知、第 20 条第 1 項及び第 26 条による一類感染症及び二類感染症の患者に対する 10 日以内の入院勧告、あるいは第 20 条第 4 項及び第 26 条による前述の患者に対する延長入院の必要の是非、並びに第 37 条の 2 第 1 項の規定による申請に基づく費用の負担に関し必要な事項を診査する。

表 5- (2) 感染症診査協議会委員名簿 (平成 28 年 3 月 31 日現在)  
(順不同・敬称略)

現 職 名	氏 名
長 生 診 療 所	林 文 明
ポ プ ラ ク リ ニ ッ ク	鈴 木 秋 彦
山 之 内 病 院	端 迫 清
麻 生 司 法 書 士 事 務 所	麻 生 武
元 千 葉 県 職 員	吉 野 貞 子

## 6 機構及び事務内容

(平成27年4月1日現在)

副技監・副センター長(技) 1名	総企画課 9名	1 庶務、人事、文書收受及び財産に関する事	
		2 予算、決算、経理及び物品会計に関する事	
		3 給与、旅費、共済組合及び職員の福利厚生に関する事	
		4 医療関係の許認可及び諸届等に関する事	
		5 薬事法、薬剤師法、毒物及び劇物取締法に関する事	
		6 献血推進に関する事	
		7 災害・健康危機管理に関する事	
		8 地域保健医療計画に関する事	
		9 保健、医療、福祉に関する情報の収集、整理に関する事	
		10 人口動態統計及び衛生上の統計に関する事	
センター長(技) 1名	地域保健福祉課 12名	1 保健師に関する事	
		2 母子・成人・老人・歯科保健に関する事	
		3 衛生教育に関する事	
		4 栄養改善・調理師法の施行に関する事	
		5 児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給に関する法律及び児童手当法の事務に関する事	
		6 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事	
		7 民生委員及び児童委員に関する事	
		8 家庭及び児童の調査相談・指導に関する事	
		9 母子及び寡婦家庭の相談指導に関する事	
		10 児童福祉法・老人福祉法・身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の事務に関する事	
		11 介護保険に関する事	
		12 配偶者暴力相談支援センターの業務に関する事	
		13 障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県条例に関する事	
副センター長(事) 1名	生活保護課 9名	1 生活保護法の事務に関する事	
		健康生活支援課 13名	1 感染症予防法の施行に関する事
			2 難病対策に関する事
			3 予防接種法の施行に関する事
			4 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の施行に関する事
			5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に関する事
			6 食品衛生法等に関する事
			7 ふぐ取り扱い等に関する事
			8 狂犬病予防法、動物の保護・管理に関する事
			9 公衆浴場・旅館・理美容所・クリーニング所等に関する事
			10 温泉法・水道施設等に関する事
			11 住居衛生的環境の確保に関する事
			12 建築物の衛生的環境の確保に関する事
			13 食品・環境関係業者の衛生教育に関する事
14 健康危機対策に関する事			
センター長(技) 1名	検査課 7名	1 臨床、腸内細菌検査及び感染症・食中毒等発生時検査に関する事	
		2 食品衛生検査に関する事	
副技監・副センター長(技) 1名	食品機動監視課 4名	1 食品衛生法に基づく飲食店営業(旅館)、食品の製造業及び特定給食施設、大規模小売店舗等の監視指導、食品の収去に関する事(夷隅・山武保健所管内を含む)	

7 職員数及び配置状況

表7 職員配置

(平成27年5月1日現在)

	センター長 (所長)	副センター長 (次長)	総務企画課	地域保健福祉課 (課長)	生活保護課 (課長)	健康生活支援課 (課長)	検査課 (課長)	食品機動監視課 (課長)	計
合計	1	2	9	12	9	14	7	5	59
医師	1	1							2
事務		1	4	4	9 (1)	2			20 (1)
薬剤師			2			1		1	4
管理栄養士			1	2		1			4
精神保健福祉士				1					1
保健師				4 (1)		5 (1)			9 (5)
臨床検査技師							7 (1)		7 (1)
診療放射線技師						1			1
獣医師						2		2	4
その他の技術職員				1		1		2 (1)	4 (1)
その他の職員			2			1			3
食品衛生監視員 (再掲)						3		5	8
環境衛生監視員 (再掲)						2			2